

# みずほ政策インサイト

2009年6月25日発行

将来世代の年金保険料は払い損か  
～2009年の年金財政検証関連資料から～

## 要 旨

- ◆ 2009年の年金財政検証によると、「標準的な厚生年金世帯」であれば、世代間格差はあるものの、将来世代においても、平均寿命（60歳時点の平均余命）まで生存すれば、負担した保険料の2.3倍の給付が受けられる見通しであることが明らかにされた。これはこの倍率の分母である負担に事業主負担が含まれていないが、事業主負担を含めても倍率が1.15倍となり、将来世代においても負担した保険料を若干上回る給付が受けられ、保険料の「払い損」はないという結果となっている。
- ◆ しかし、厚生年金世帯では、所得や世帯構成により負担した保険料に対して何倍の給付が受けられるかという給付負担倍率（給付／負担）が異なる。具体的には、所得水準が低いほど給付負担倍率は高くなり、所得水準が同じであれば、単身世帯や夫婦共働き世帯よりも専業主婦世帯の方が、給付負担倍率は高くなる。
- ◆ 「標準的な厚生年金世帯」とは、夫が20歳から60歳になるまで40年間平均所得の会社員、妻が同専業主婦の世帯を指す。しかし、大学進学率が上昇し、平均初婚年齢が上昇しているうえ、結婚後も夫婦共働き世帯が増加するなかで、実際に「標準的な厚生年金世帯」に該当する世帯は少ない。また、生涯未婚率も上昇しており、単身世帯も増加している。
- ◆ そこで、本稿では、男女とも1990年4月生まれ、20歳から大学卒業までは国民年金のみに加入し、卒業後は会社員となり厚生年金に加入、単身世帯は学卒後60歳になるまで厚生年金に加入、夫婦世帯は、夫は単身世帯と同じで、妻は①60歳になるまで厚生年金に加入、②第1子平均出産年齢29.4歳の手前の満29歳で退職し、以後専業主婦（29歳から専業主婦）、③学卒後専業主婦（23歳から専業主婦）、のそれぞれのケースについて給付負担倍率を試算した。
- ◆ 男女とも平均賃金を稼ぐとした場合の給付負担倍率は、男性単身世帯で1.4倍、女性単身世帯で2.2倍、夫婦共働き世帯で1.7倍、29歳から専業主婦世帯で2.1倍、23歳から専業主婦世帯は2.2倍となる。負担に事業主を含めると、男性単身世帯が0.7倍、共働き世帯は0.9倍となり、これら二種類の世帯では、負担した保険料が給付を上回る「払い損」となる。
- ◆ 年収別にみると、負担を本人負担のみと考えれば、年収800万円であっても、単身世帯、夫婦世帯いずれも給付負担倍率が1倍を上回る。また、負担に事業主負担を含めると、男性単身世帯や共働き世帯を中心に給付負担倍率は1倍を下回る。ただし、公的年金には障害年金や遺族年金があること、老齢年金が終身年金であり長生きのリスクに対応できることから、事業主負担を含めると「払い損」となるという試算結果が出た世帯についても、一概に「払い損」になるとは限らない。
- ◆ 2004年の年金改正では、保険料の将来水準の固定と、給付水準の下限が設定されたが、予測を上回る少子高齢化が進んだ場合や、経済環境が悪化した場合など、財源不足となった場合には、どう財源を調達するのかが決められていない。更なる保険の引き上げや、給付水準の抑制があれば、給付負担倍率は下がることとなり、「払い損」となるリスクは高まる。国民の年金制度に対する将来不安を払拭するには、この点を明らかにする必要がある。

本誌に関するお問い合わせは  
みずほ総合研究所株式会社 調査本部 電話 (03) 3591-1308 まで。

みずほフィナンシャルグループは  
「お客様のより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」  
をめざします。

**Channel to Discovery**

当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。

## 目次

1. はじめに .....	1
2. 2009年の年金財政検証による給付負担倍率 .....	1
(1) 厚生年金世帯 .....	1
a. 厚生年金の負担と給付 .....	1
b. 厚生年金の世代別給付負担倍率 .....	2
(2) 国民年金世帯 .....	3
a. 国民年金の負担と給付 .....	3
b. 国民年金の世代別給付負担倍率 .....	3
3. 世帯類型別の給付負担倍率の試算 .....	4
(1) 世帯類型の変化 .....	4
(2) 本稿での世帯類型の仮定 .....	6
(3) 男女別平均賃金の場合の世帯類型別の給付負担倍率 .....	7
(4) 年収別・世帯類型別の給付負担倍率 .....	8
4. おわりに .....	9

## 1. はじめに

国民年金と厚生年金の財政に係る収支については、年金財政の健全性を検証するため、少なくとも5年ごとにその現況及び財政均衡期間における見通しを作成することが年金法で定められており、2009年2月に2009年の年金財政検証結果が公表された。これによると、「標準的な厚生年金世帯」の給付水準は、将来にわたり、現役世代の平均手取り賃金の50%を確保できる見通しとなった。

また、5月には、財政検証の関連資料が公表され、そのなかで年金制度における世代間の給付と負担の関係等が明らかにされた。これによると、「標準的な厚生年金世帯」であれば、世代間による格差はあるものの、将来世代においても、負担した保険料の2.3倍の給付が受けられる見通しであるとされている。

国民の年金制度に対する不信の原因には、予想を上回って少子高齢化が進んでいるため、これまで保険料の引き上げや給付の抑制が繰り返されてきたこと、それにより、世代間の負担と給付のバランスの格差が大きいこと、国民年金保険料の未納者が多いことなどが挙げられる。また、2007年には、年金記録のずさんな管理が明らかとなり、年金記録問題も新たな年金不信の原因に加わった。

さらに、「現役時代に負担した保険料ほど高齢期に年金はもらえないのではないか」という保険料の「払い損」の懸念が根強いことも、年金不信の一因となっている。世代間格差については、時代背景などを考慮すればやむを得ないと考えられる点があるものの、将来世代については、負担した保険料ほど給付が受けられないことが明らかであれば、国民の年金制度に対する不信を解消することは困難である。

公表された資料では、「標準的な厚生年金世帯」については、負担した保険料の2倍を上回る給付が受けられるとされているものの、世帯類型や所得水準等によりこの倍率は変わる。そこで、本稿では、政府の財政検証関連資料をもとに、「標準的な厚生年金世帯」以外についての給付負担倍率（給付／負担）を試算し、将来世代の年金保険料は払い損となるか否かを検証する。

## 2. 2009年の年金財政検証による給付負担倍率

まず、政府の2009年の財政検証による給付負担倍率を、厚生年金世帯と国民年金世帯のそれぞれについて確認する。

### (1) 厚生年金世帯

#### a. 厚生年金の負担と給付

政府が設定する「標準的な厚生年金世帯」とは、夫が20歳から60歳になるまで40年間平均的所得の会社員、妻は20歳から60歳になるまで40年間専業主婦である夫婦同年齢の世帯とされている。

この世帯の場合、会社員である夫は、国民年金と厚生年金の被保険者となり、所得に一定率を乗じた厚生年金保険料を負担する。なお、厚生年金保険料は労使折半である。一方、

妻は会社員である夫に扶養される専業主婦であるため国民年金のみの被保険者となり、妻本人による保険料負担は発生しない。

給付時には、夫は老齢基礎年金と老齢厚生年金、妻は老齢基礎年金のみを受給する。なお、財政検証関連資料では、夫婦とも男女別の60歳時点の平均余命<sup>1</sup>まで生存し、夫の死後は妻が老齢基礎年金と遺族厚生年金を受給する場合の世帯の年金受給額が計算されている。

#### b. 厚生年金の世代別給付負担倍率

厚生年金の給付負担倍率を生年別にみると、1940年生まれ世代（2010年時点で70歳）は6.5倍であるが、この世代は年金の支給開始年齢が60歳であるため、将来世代より受け取り年金額が5年分多い。そこで、世代による支給開始年齢の違いを排除するため、65歳以降に受給する年金総額について給付負担倍率をみると5.1倍となる<sup>2</sup>（図表1）。

年金給付水準が段階的に引き下げられることと、厚生年金保険料率が段階的に引き上げられているため、将来世代ほど給付負担倍率が低くなるが、将来は、給付水準、保険料負担水準が固定されるため、概ね1980年生まれ以降の給付負担倍率は2.3倍で一定となる<sup>3</sup>（図表1）。

図表 1：厚生年金の世代別の給付負担倍率

生年	1940年	1950年	1960年	1970年	1980年	1990年	2000年	2010年
2010年時点の年齢	70歳	60歳	50歳	40歳	30歳	20歳	10歳	0歳
給付負担倍率 (65歳以降分)	6.5倍 5.1倍	3.9倍 3.4倍	2.9倍 2.8倍	2.5倍	2.3倍	2.3倍	2.3倍	2.3倍

(注) 1.夫は20歳から60歳になるまで厚生年金に加入（平均標準報酬月額42.9万円）し、妻はその間専業主婦（1986年以前は国民年金に任意加入歴なし）という加入歴を持つ同年齢夫婦について、それぞれ60歳時点の平均余命まで生存したとして、夫婦の基礎年金、夫の死後妻が受給する遺族年金も含めて年金受給額を計算。保険料負担額や年金給付額は賃金上昇率を用いて65歳時点の価格に換算して給付負担倍率を算出。

2.人口推計、経済前提等については、2009年財政検証の基本ケースに準拠。

(資料) 社会保障審議会年金部会第15回資料「平成21年財政検証関連資料」2009年5月26日

<sup>1</sup> 平均余命とは、ある年齢の人々が、その後何年生きられるかという期待値のことである。一般に平均寿命という場合には、0歳の平均余命をいう。厚生労働省「簡易生命表」2007年によると、60歳の平均余命は男性22.54年（82.54歳）、女性は28.06年（88.06歳）、0歳の平均余命（平均寿命）は男性79.19歳、女性85.99歳である。

<sup>2</sup> 年金の支給開始年齢は、段階的に引き上げられており、男性は1961年4月2日生まれ以降、女性は1966年4月2日生まれ以降は65歳からの支給となる。

<sup>3</sup> 年金制度における世代間格差をみるにあたっては、①現在の高齢者世代は、自分の親世代の年金が十分ではなかったことから私的な扶養負担が大きかったこと、②生活水準が向上し、現役世代の実質的な保険料負担能力が上昇したことなど、他の要素も合わせて考慮する必要がある。

なお、ここでの厚生年金保険料の負担には、事業主負担分は含まれておらず、本人負担分と給付総額を比較して給付負担倍率が計算されている。この点については、厚生労働省は、厚生年金保険料の事業主負担は労務費に含まれるが賃金そのものではなく、公的年金制度による事業主への義務付けで初めて生じる負担であることから、事業主負担を賃金と同視して論じることに問題があると指摘している<sup>4</sup>。すなわち、負担と給付を比較する際には、本人負担のみを考慮すべきであるという考え方である。しかし、現実には、保険料が労使折半であるため、仮に、事業主負担も含めた保険料総額と給付総額から給付負担倍率を求めると、将来世代は 1.15 倍となる。したがって、事業主負担を含めても、「標準的な厚生年金世帯」で 60 歳時点の平均余命まで生存すれば、負担した保険料総額を若干上回る年金給付を受けられるということになる。

## (2) 国民年金世帯

### a. 国民年金の負担と給付

厚生年金や共済年金に加入していない者は、国民年金のみに加入する。国民年金のみに加入する場合には、原則として所得に関係なく定額の国民年金保険料を負担する。2009 年度の国民年金保険料は、月額 14,660 円となっている<sup>5</sup>。なお、低所得者等には、所得等に応じた段階的な保険料免除制度もある<sup>6</sup>。

給付は、老齢基礎年金のみで、60 歳時点の男女平均の平均余命まで生存した場合の年金受給額が計算されている。

### b. 国民年金の世代別給付負担倍率

国民年金の生年別の給付負担倍率は、1940 年生まれ世代（2010 年時点で 70 歳）は 4.5 倍である。厚生年金と同様に、国民年金においても年金給付水準が段階的に引き下げられることと、国民年金保険料が段階的に引き上げられているため、将来世代ほど給付負担倍率が低くなるが、将来は、給付水準、保険料負担水準が固定されるため、概ね 1980 年生まれ以降は 1.5 倍で一定となる（図表 2）。

国民年金保険料は、本人負担分のみであるため、保険料の事業主負担について考える余地はなく、将来世代においても負担した保険料総額の 1.5 倍の年金給付が受けられる。こ

<sup>4</sup> 社会保障審議会年金部会第 15 回資料「平成 21 年財政検証関連資料（1）」2009 年 5 月 26 日による。

<sup>5</sup> 厚生年金や共済年金の被保険者に扶養されている配偶者（年収 130 万円未満）は、国民年金のみに加入するが本人の国民年金保険料の負担はない。

<sup>6</sup> 障害基礎年金の受給権者等、法律に定められている要件に該当すれば、本人の届出により国民年金保険料が免除される。その他、経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」がある。保険料免除制度には、「全額免除制度」と「一部免除制度」があり、一部免除制度は、「4 分の 1 免除」、「2 分の 1 免除」、「4 分の 3 免除」があり、免除幅に応じて将来の年金額が変わる。保険料免除制度の所得審査は、申請者本人のほか配偶者・世帯主の所得も審査の対象となるため、一定以上の所得がある世帯主と同居していると保険料免除制度を利用することができない。そこで、20 歳代については、本人と配偶者の所得のみで保険料の納付が猶予され、保険料の後払いができる「若年者納付猶予制度」が設けられている。その他、学生で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、本人所得のみで所得審査され、保険料の後払いができる「学生納付特例制度」がある。

これは、基礎年金の財源のうち、2分の1が国庫負担<sup>7</sup>であることなどによる。

**図表 2：国民年金の世代別の給付負担倍率**

生年	1940年	1950年	1960年	1970年	1980年	1990年	2000年	2010年
2010年時点の年齢	70歳	60歳	50歳	40歳	30歳	20歳	10歳	0歳
給付負担倍率	4.5倍	2.7倍	1.9倍	1.6倍	1.5倍	1.5倍	1.5倍	1.5倍

(注) 1.保険料負担額や年金給付額を賃金上昇率を用いて65歳時点の価格に換算している。

2.人口推計、経済前提等については、2009年財政検証の基本ケースに準拠。

(資料) 社会保障審議会年金部会第15回資料「平成21年財政検証関連資料」2009年5月26日

### 3. 世帯類型別の給付負担倍率の試算

国民年金世帯であれば、所得や世帯類型に関係なく負担する保険料と給付水準が同一であるため<sup>8</sup>、同一世代で、保険料納付済期間と年金受給期間が同じであれば、給付負担倍率は変わらない。しかし、厚生年金世帯については、同一世代で、保険料納付済期間と年金受給期間が同じであっても、所得や世帯構成により給付負担倍率が異なる。具体的には、所得水準が低いほど給付負担倍率は高くなり、所得水準が同じであれば、単身世帯や夫婦共働き世帯よりも専業主婦世帯の方が給付負担倍率は高くなるといった特徴がある。

以下では、まず、近年の世帯構成の動向を確認したうえで、本稿で給付負担倍率を試算する複数の世帯類型について仮定し、各世帯類型別の給付負担倍率を試算する。

#### (1) 世帯類型の変化

前述の通り、2009年の財政検証関連資料では、妻が専業主婦の「厚生年金の標準世帯」について将来世代の給付負担倍率が2.3倍（保険料に事業主負担分も含めると1.15倍）になるとされている。しかし、我が国では、平均初婚年齢が上昇していることに加え、夫婦世帯においても共働き世帯が増加しているなかで、国民の年金に対する理解を深めるためにも、より実態に近い世帯の給付負担倍率が示される必要がある。

例えば、平均初婚年齢は、約30年前の1980年時点では、男性は27.8歳、女性は25.2歳であったが、その後は男女とも徐々に上昇しており、2008年には男性30.2歳、女性28.5歳となっている（図表3）。

また、共働き世帯の増加については、総務省の「労働力調査」をみると、夫婦ともに雇用の共働き世帯が年々増加していることが分かる。1980年時点では、専業主婦世帯（男性雇用者と無業の妻からなる世帯）は1,114万世帯、共働き世帯（雇用の共働き世帯）

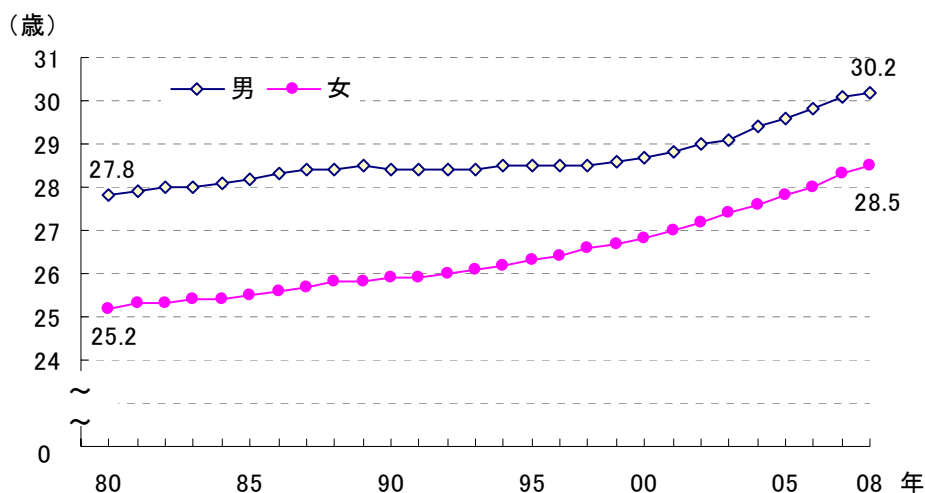
<sup>7</sup> かつては、国庫負担割合が3分の1だったが、2004年度から徐々にその割合が引き上げられており、2009年度から2分の1となる予定。

<sup>8</sup> 国民年金保険料の免除者等を除く。



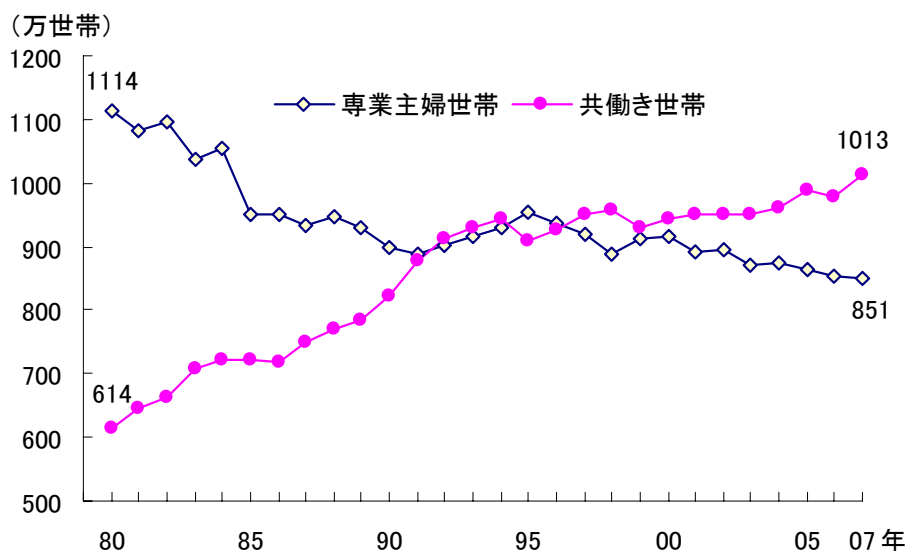
は 614 万世帯と、専業主婦世帯が共働き世帯の 2 倍弱となっていたが、1990 年代前半にはほぼ同数となり、1997 年以降は共働き世帯が専業主婦世帯を上回る状態が続いている。2007 年時点では、専業主婦世帯が 851 万世帯、共働き世帯が 1,013 万世帯となった（図表 4）。なお、共働き世帯のうち、夫婦とも厚生年金に加入しているとみられる週 30 時間以上労働者である世帯は、545 万世帯と共働き世帯の半数を超えている。

図表 3：男女別の平均初婚年齢の推移



(資料) 厚生労働省「人口動態統計」

図表 4：専業主婦世帯・共働き世帯数の推移



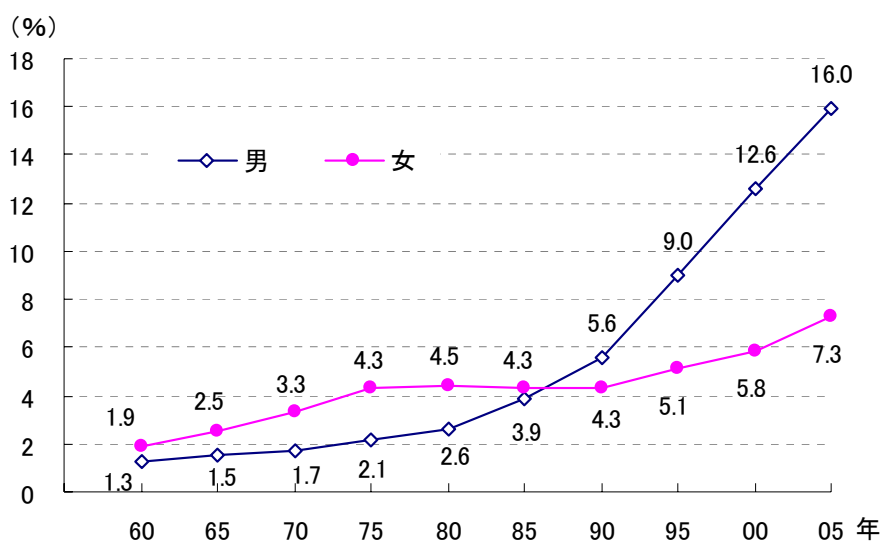
(注) 1.1980 年から 2001 年は総務省「労働力調査特別調査」（各年 2 月。1980 年から 1982 年は各年 3 月）、2002 年以降は「労働力調査（詳細集計）」（年平均）。  
 2.専業主婦世帯は、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口または完全失業者）の世帯。共働き世帯は、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

(資料) 総務省「労働力調査特別調査」「労働力調査（詳細集計）」

また、総務省の「国勢調査」によると、生涯未婚率は男女とも上昇が続いており、2005年時点の男性 16.0%、女性 7.3%となっている（図表 5）。こうした生涯未婚率の上昇は、年金制度上の単身世帯<sup>9</sup>の増加を意味する。

このように、共働き世帯や単身世帯が増加しているなかで、以下では、財政検証関連資料をもとに厚生年金世帯について「標準世帯」以外の複数の世帯類型について、給付負担倍率を試算する。

図表 5：男女別生涯未婚率の推移



(注) 生涯未婚率は、45～49歳と50～54歳未婚率の平均値で、50歳時の未婚率を示す。

(資料) 総務省「国勢調査」

## (2) 本稿での世帯類型の仮定

財政検証で示された「厚生年金の標準世帯」は、妻が20歳から60歳になるまで40年間、本人の保険料負担がない専業主婦期間とされているため、単身世帯や共働き期間のある夫婦世帯と比較して給付負担倍率が大きく出る世帯である。

しかし、実際には、男性が20歳から会社員として働く割合は低いこと、女性が20歳から専業主婦である世帯が少ないとみられることから<sup>10</sup>、より実態に近い世帯の給付負担倍率を求めることとする。

文部科学省の2007年調査によると、高校卒業後の進路は、男女とも進学する者の割合が最も高く、男性は56.4%、女性は52.8%となっている。また、進学者のなかでは、大

<sup>9</sup> ここでいう単身世帯とは、夫婦世帯ではない世帯を指し、実際に世帯人員が1人の世帯を指すわけではない。

<sup>10</sup> 2008年3月末時点の専業主婦（国民年金第3号被保険者）は1,063万人いるものの、女性の平均初婚年齢は徐々に上がっていること、16歳以上20歳未満の女性既婚率は同世代の1%未満（2005年）にとどまっていること、2007年の女性の平均勤続年数が8.7年であることから40年間専業主婦である世帯は非常に限定的であると考えられる。

学（学部）への進学率が最も高く、男性が70.2%、女性が51.4%となっている。そこで、本稿では、男女とも20歳から大学卒業までは国民年金のみに加入して国民年金保険料を納付し、大学卒業後に会社員となり、厚生年金に加入するケースを想定することとする。なお、生年月日は、男女とも1990年4月生まれで2010年4月に20歳になる世代とする。

単身世帯は、男女とも、大学卒業後60歳になるまで厚生年金に加入するケースとする。なお、夫婦世帯については、夫は単身世帯と同じとし、妻については、①単身世帯と同様に60歳になるまで厚生年金に加入するケース（夫婦共働き世帯）、②第1子出産を機に退職する者が7割程度いることから<sup>11</sup>、第1子平均出産年齢である29.4歳<sup>12</sup>の前の満29歳で退職し、以後、専業主婦になるケース（29歳から専業主婦世帯）、③大学卒業後、専業主婦になるケース（23歳から専業主婦世帯）の3通りについて試算する。

試算の基礎となるデータのうち、物価上昇率、賃金上昇率、男女別平均賃金、男女別60歳時点の平均余命、マクロ経済スライドの調整期間は、政府試算と同じとする。

### (3) 男女別平均賃金の場合の世帯類型別の給付負担倍率

以上の仮定を置いて、男女とも平均賃金とした場合の世帯類型別の給付負担倍率を試算すると、負担を本人負担のみとした場合には、男性単身世帯は1.4倍、女性単身世帯は2.2倍となる（図表6）。この男女差は、平均賃金が男性の方が高いこと<sup>13</sup>と、女性の方が寿命が長いことによる。

図表6：世帯類型別の給付負担倍率（男女別平均賃金）

		男性 単身 世帯	女性 単身 世帯	夫婦世帯			（参考） 「厚生年金の 標準世帯」 （1990年生まれ）
				共働き	29歳から 専業主婦	23歳から 専業主婦	
給付 負担 倍率	本人負担のみ	1.4倍	2.2倍	1.7倍	2.1倍	2.2倍	2.3倍
	事業主負担含む	0.7倍	1.1倍	0.9倍	1.1倍	1.2倍	1.2倍
（参考）所得代替率		34.1%	43.3%	37.6%	46.5%	49.0%	50.1%

- （注）1.平均年収は、男性514.8万円、女性318.0万円としている。  
2.負担額と給付額を賃金上昇率で2009年度価格に戻して給付負担倍率を算出。  
3.所得代替率（年金／手取り賃金）を算出する際の手取り賃金は、財政検証と同様に賃金に可処分所得割合である0.818倍して換算。妻が29歳から専業主婦の世帯については妻の賃金に「厚生年金の適用月数（72月）／480月」を乗じて算出。  
（資料）みずほ総合研究所作成

<sup>11</sup> 厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査」2001年によると、出産1年前に有職だった者のうち67.4%が出産6ヵ月後に無職となっている。

<sup>12</sup> 厚生労働省「人口動態統計」2007年による。

<sup>13</sup> 保険料負担は、所得の一定率だが、老齢基礎年金については、納付した保険料の額（所得水準）には関係なく保険料納付済期間に応じて給付されるため、所得が高い方が給付負担倍率は低くなる。

また、夫婦世帯の給付負担倍率は、共働き世帯が 1.7 倍、29 歳から専業主婦世帯が 2.1 倍、23 歳から専業主婦世帯が 2.2 倍となる（図表 6）。23 歳から専業主婦世帯についても、20 歳から 23 歳になるまで妻が国民年金保険料を負担する期間があること等から、政府の「厚生年金の標準世帯」の給付負担倍率（2.3 倍）をやや下回る倍率となる。

なお、厚生年金保険料の事業主負担も含めた負担総額で給付負担倍率をみると、男性単身世帯と共働き世帯で 1 倍を下回る。すなわち、事業主負担も含めた保険料総額の方が給付総額を上回り、いわゆる「払い損」とも言える状態になる。なお、事業主負担も含めた給付負担倍率でみた場合には、男性単身世帯は概ね 96 歳、共働き世帯では夫婦とも概ね 93 歳になるまで生存すれば、給付負担倍率が 1 倍となり、「負担した保険料の元が取れる」計算になる。

#### (4) 年収別・世帯類型別の給付負担倍率

次に、年収別の給付負担倍率の試算結果についてみていく。

前述のとおり、老齢基礎年金は、所得に関係なく保険料納付済期間に応じて給付されるため、同じ年齢まで生存すれば、所得が低いほど給付負担倍率は高くなり、所得が高いほど給付負担倍率は低くなる。

図表 7 は、生涯の平均年収を 300 万円から 800 万円<sup>14</sup>まで 100 万円単位ごととした世帯類型別の給付負担倍率である。年収は、夫婦共働き世帯についても男女同水準としている。

図表 7：年収別・世帯類型別の給付負担倍率（本人負担のみ）

年収	男性単身世帯	女性単身世帯	夫婦世帯		
			共働き	29歳から専業主婦*	23歳から専業主婦
300万円	1.8 倍	2.2 倍	2.0 倍	2.8 倍	3.1 倍
400万円	1.6 倍	1.9 倍	1.8 倍	2.4 倍	2.6 倍
500万円	1.4 倍	1.8 倍	1.6 倍	2.1 倍	2.3 倍
600万円	1.3 倍	1.6 倍	1.5 倍	1.9 倍	2.1 倍
700万円	1.3 倍	1.6 倍	1.4 倍	1.8 倍	1.9 倍
800万円	1.1 倍	1.3 倍	1.2 倍	1.5 倍	1.6 倍

(注) 1.表中の「29歳から専業主婦」についても 23歳～29歳になるまでの平均年収をそれぞれ 300 万円から 800 万円とした。

2.負担額と給付額を賃金上昇率で 2009 年度価格に直して給付負担倍率を算出。

(資料) みずほ総合研究所作成

<sup>14</sup> 企業規模別の平均賃金は、概ね企業規模が大きくなるほど高くなる傾向がある。国税庁「民間給与実態統計調査」2007 年によると、事業所規模 5,000 人以上の男性の平均年収は 738.8 万円であることから、年収 800 万円まで試算した。

まず、負担に厚生年金保険料の事業主負担を含めず、本人負担のみを負担総額として給付負担倍率を試算すると、年収 800 万円世帯も含め、いずれの世帯も 1 倍を上回り、保険料の「払い損」は生じない（図表 7）。

一方、負担に事業主負担を含んだ場合の給付負担倍率をみると、男性単身世帯は年収 300 万円であっても 1 倍を下回り、女性単身世帯は年収 500 万円以上、共働き世帯は年収 400 万円以上で 1 倍を下回る。また、専業主婦世帯については、29 歳から専業主婦の世帯は年収 700 万円以上、23 歳から専業主婦の世帯は年収 800 万円以上で 1 倍を下回り、保険料の「払い損」となる（図表 8）。

**図表 8：年収別・世帯類型別の給付負担倍率（事業主負担を含む）**

年収	男性単身世帯	女性単身世帯	夫婦世帯		
			共働き	29歳から専業主婦*	23歳から専業主婦
300万円	0.9 倍	1.1 倍	1.0 倍	1.5 倍	1.6 倍
400万円	0.8 倍	1.0 倍	0.9 倍	1.2 倍	1.3 倍
500万円	0.7 倍	0.9 倍	0.8 倍	1.1 倍	1.2 倍
600万円	0.7 倍	0.8 倍	0.8 倍	1.0 倍	1.1 倍
700万円	0.6 倍	0.8 倍	0.7 倍	0.9 倍	1.0 倍
800万円	0.5 倍	0.7 倍	0.6 倍	0.8 倍	0.8 倍

(注) 1.表中の「29歳から専業主婦」についても23歳～29歳になるまでの平均年収をそれぞれ300万円から800万円とした。

2.負担額と給付額を賃金上昇率で2009年度価格に直して給付負担倍率を算出。

(資料) みずほ総合研究所作成

#### 4. おわりに

年金制度は、世代間格差が大きいことから将来世代は不利である面があることは否定できないが、本稿で試算した1990年生まれ世代については、「厚生年金の標準世帯」以外のいずれの世帯においても、60歳時点の平均余命まで生存すれば、少なくとも保険料の本人負担総額と給付総額を比較して保険料の「払い損」がないという結果が得られた。なお、この世代以降の給付負担倍率については世代間格差がほぼ解消することから、将来世代にわたって、本人が負担した保険料以上の給付が受けられると考えてよい。

また、保険料負担には事業主負担も含めて給付負担倍率をみるべきであるとの議論もあるが、その場合の給付負担倍率は、単身世帯や共働き世帯を中心に保険料の「払い損」になる世帯があることが確認された。しかし、公的年金には障害年金や遺族年金があること、老齢年金が終身年金であり長生きのリスクに対応できることから、事業主負担を含めると

「払い損」となるという試算結果が出た世帯についても、一概に「払い損」になるとは限らない。

2004年の年金改正では、保険料の将来水準の固定と、給付水準の下限が設定されたが、予測を上回る少子高齢化が進んだ場合や、経済環境が悪化した場合など、財源不足となった場合には、どう財源を調達するのか決められていない。更なる保険料負担の引き上げや、給付水準の抑制があれば、給付負担倍率は下がることとなり、「払い損」となるリスクは高まる。国民の年金制度に対する将来不安を払拭するには、この点を明らかにする必要がある。

#### 【参考文献】

- ・ 社会保障審議会年金部会第15回資料「平成21年財政検証関連資料（1）」「平成21年財政検証関連資料（2）」（2009年5月26日）
- ・ 社会保障審議会年金部会第14回資料「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し（平成21年財政検証結果）」（2009年2月23日）
- ・ みずほ総合研究所「図解 年金のしくみ〔第5版〕」東洋経済新報社、2006年
- ・ みずほ総合研究所「雇用断層の研究～脱「総中流」時代の活路はどこにあるのか～」東洋経済新報社、2009年